

和歌山平野農地防災事業
関戸支線水路第2工区建設工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
和歌山平野農地防災事業所

項 目	内 容	摘 要								
<p>第1章 総則</p>	<p>和歌山平野農地防災事業 関戸支線水路第2工区建設工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和7年5月）」 （URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>									
<p>第2章 工事内容</p> <p>1 目的</p> <p>2 工事場所</p> <p>3 工事概要</p> <p>4 工事数量</p> <p>5 工期</p>	<p>本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、関戸支線水路を建設するものである。</p> <p>和歌山県和歌山市和佐関戸地内</p> <p>本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L=252.94m 施工始点 測点ANo. 36+15.114 施工終点 測点ANo. 49+8.054</p> <p>内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>管渠工</td> <td>L=88.9m</td> </tr> <tr> <td>開渠工</td> <td>L=99.6m</td> </tr> <tr> <td>市道横断工</td> <td>N=1箇所</td> </tr> <tr> <td>仮設工</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>別紙「工事数量表」のとおりである。</p> <p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和8年3月4日から令和9年10月29日まで （余裕期間：契約締結の日から令和8年3月3日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>	管渠工	L=88.9m	開渠工	L=99.6m	市道横断工	N=1箇所	仮設工	一式	
管渠工	L=88.9m									
開渠工	L=99.6m									
市道横断工	N=1箇所									
仮設工	一式									

項目	内 容	摘 要												
第3章 施工条件														
1 工事期間中の休業日	<p>工事期間中の休業日として、推進工事は休日等11日（月平均）を見込んでいる。その他工事は雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。</p> <p>なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。</p>													
2 寒中コンクリート	<p>1) 本工事におけるコンクリート工事の施工に当たって、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」は想定していない。</p> <p>2) 気象状況により寒中コンクリートの施工を行う必要がある場合は、監督職員と協議の上、養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-6に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。</p>													
3 工事を施工しない日	<p>原則、土曜日、日曜日、大型連休、夏季休暇及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。</p> <p>なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>													
4 工事を施工しない時間帯	<p>原則、平日の午後5時30分から午前8時までとする。</p> <p>なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>													
第4章 現場条件														
1 土質	<p>本工事の施工場所の土質は、粘性土及び礫質土、詳細は図面のとおり想定している。</p>													
2 関連工事	<p>本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="371 1384 1318 1639"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th> <th>工 期</th> <th>調整事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関戸支線水路第4工区工事</td> <td>R7. 8. 20 ~ R8. 3. 17</td> <td>土取場</td> </tr> <tr> <td>関戸支線水路第3工区工事（仮称）</td> <td>R8. 5～R10. 3</td> <td>水路接続</td> </tr> <tr> <td>関戸支線水路2工区他ゲート製作据付工事（仮称）</td> <td>R9. 4～R10. 3</td> <td>ゲート設置時期</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 名	工 期	調整事項	関戸支線水路第4工区工事	R7. 8. 20 ~ R8. 3. 17	土取場	関戸支線水路第3工区工事（仮称）	R8. 5～R10. 3	水路接続	関戸支線水路2工区他ゲート製作据付工事（仮称）	R9. 4～R10. 3	ゲート設置時期	
工 事 名	工 期	調整事項												
関戸支線水路第4工区工事	R7. 8. 20 ~ R8. 3. 17	土取場												
関戸支線水路第3工区工事（仮称）	R8. 5～R10. 3	水路接続												
関戸支線水路2工区他ゲート製作据付工事（仮称）	R9. 4～R10. 3	ゲート設置時期												
3 第三者に対する措置	<p>1) 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>2) 特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。</p> <p>3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式（騒音測定一覧表及び振動測定一覧表）により、速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。</p>													
(1) 騒音、振動対策														

項目	内 容				摘要
		騒音レベル測定	振動レベル測定		
測定方法		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(最終改正:平成27年4月20日環境省告示第66号)	振動規制法施行規則(最終改正:令和3年3月25日環境省令第3号)		
基準値		85dB	75dB		
測定日数		工事着手前、工事实施中 各1日			
測定地点		工事实施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点(10m・30m)を測定する。なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事实施箇所の発生源及びその測線上の2点(10m・40m)の合計3点を測定する。なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。		
測定時間等		午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。		
(2) 境界対策	<p>本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。</p> <p>また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分留意して施工するものとする。</p> <p>なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>				
(3) 営農対策	<p>本工事の隣接農地における営農に支障が出ないよう配慮しなければならない。</p>				
(4) 現場内への立入制限等	<p>安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。</p>				
(5) 現場への進入路	<p>1) 工事進入路については、発進立坑側・到達立坑側ともに、県道9号線から進入する経路を想定している。また、土砂・資機材搬出入時には交通誘導警備員を配置して通行規制することを想定している。</p> <p>2) その他の道路は近隣住民の生活道路になっているほか、幅員も狭小であるため、工事用車両の通行は原則、行わないものとする。</p>				
(6) 保安対策	<p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者)であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。</p> <p>2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>				
	配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備考
	県道9号線(工事用道路出入口) 【発進立坑側】	1人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時
	県道9号線(工事用道路出入口) 【到達立坑側】	1人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時
(7) 交通対策	<p>1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。</p>				

項目	内 容	摘 要																	
(8) 地盤変位等	<p>2) 工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。</p> <p>3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。</p> <p>工事現場周辺の一般道路について、工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) 管渠工施工区間については、掘進路線上（地上）に測定点を設け、以下の頻度で変位測定を行わなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="422 689 1257 936"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定時期</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">掘進機通過前（通過前1週間）</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">掘進機通過中</td> <td>1回/日</td> </tr> <tr> <td>掘進機通過後</td> <td>推進区間完了まで</td> <td>1回/日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推進区間完了後</td> <td>2週間まで</td> <td>1回/日</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月間まで</td> <td>1回/週</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定点は25m間隔とし測定点毎に宅地等境界2箇所を想定しているが詳細については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 測定結果を整理し、速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3) 変状が現れた場合は、速やかに作業を中止し、監督職員に報告するものとする。</p>	測定時期		測定頻度	掘進機通過前（通過前1週間）		1回	掘進機通過中		1回/日	掘進機通過後	推進区間完了まで	1回/日	推進区間完了後	2週間まで	1回/日	3ヶ月間まで	1回/週	
測定時期		測定頻度																	
掘進機通過前（通過前1週間）		1回																	
掘進機通過中		1回/日																	
掘進機通過後	推進区間完了まで	1回/日																	
推進区間完了後	2週間まで	1回/日																	
	3ヶ月間まで	1回/週																	
(9) 早朝及び夜間作業の禁止	<p>労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。</p>																		
(10) 防塵対策	<p>防塵対策として工事用道路の散水は計画していないが、必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																		
(11) 関係機関との調整	<p>1) 管渠工を施工する県道における、占用許可について、道路管理者と協議中であり、令和7年12月に協議成立の見込みである。</p> <p>2) 市道横断工及び仮廻道路工を施工する市道における、施工許可及び占用許可について、道路管理者と協議中であり、令和7年12月に協議成立の見込みである。なお、市道横断工の施工にあたっては、通信管及び水道管の位置について、管理者と試掘立会を行うものとする。</p> <p>3) 工事用道路及び管理用道路を施工する県道・市道における、施工許可について、道路管理者と協議中であり、令和7年12月に協議成立の見込みである。</p> <p>4) 到達立坑の施工においては、関西電力と高压電線下での施工について、協議中であり、令和7年12月に協議成立の見込みである。</p> <p>5) 本工事区間は埋蔵文化財包蔵地に該当しているため、慎重に工事を行わなければならない。</p>																		

項目	内容	摘要																				
(12) 地上地下施設に対する安全対策	<p>1) 受注者は、共通仕様書第1編3-2-2の1(2)に示すとおり架空線等の上空施設の調査を行い、監督職員に報告するものとし、架空線等上空施設の下を工事用車両等が通過する箇所では、高さ制限を確認する安全対策施設(簡易ゲート)の設置を行うものとする。ただし、安全対策施設について施工計画上で対策が不要な場合はこの限りではない。</p> <p>なお、架空線等の安全対策に要する誘導員の配置や架空線の防護管を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 受注者は、地下埋設物の埋設状況について関係機関の他、設計図書や監督職員からの情報を把握するものとする。なお、埋設物周辺では慎重な施工を行うものとする。また、新たに地下埋設物を発見した場合は共通仕様書第1章1-1-36に基づき監督職員に報告するものとする。</p> <p>なお、円滑な施工を行うために試掘調査が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																					
4 調査 (1) 平板載荷	<p>構造物基礎地盤において、次のとおり調査を行い、地盤支持力を確認し、監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、以下の値を満たさない場合、又は地質が異なる場合は、監督職員と協議するものとし、以降の作業を行ってはならない。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>設計地盤支持力</th> <th>調査方法(箇所数)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ANo. 47+18. 284 付近</td> <td>63. 57kN/m²</td> <td>平板載荷試験(1箇所)</td> <td>オーブントランジション</td> </tr> <tr> <td>ANo. 48+18. 954 付近</td> <td>62. 11kN/m²</td> <td>平板載荷試験(1箇所)</td> <td>市道横断工 ボックスカルバート</td> </tr> <tr> <td>ANo. 40+6. 559 付近</td> <td>96. 94kN/m²</td> <td>平板載荷試験(1箇所)</td> <td>既設水路復旧工 ボックスカルバート</td> </tr> <tr> <td>ANo. 48+18. 954 付近</td> <td>114. 16kN/ m²</td> <td>平板載荷試験(1箇所)</td> <td>既設水路復旧工 ボックスカルバート</td> </tr> </tbody> </table>	位置	設計地盤支持力	調査方法(箇所数)	備考	ANo. 47+18. 284 付近	63. 57kN/m ²	平板載荷試験(1箇所)	オーブントランジション	ANo. 48+18. 954 付近	62. 11kN/m ²	平板載荷試験(1箇所)	市道横断工 ボックスカルバート	ANo. 40+6. 559 付近	96. 94kN/m ²	平板載荷試験(1箇所)	既設水路復旧工 ボックスカルバート	ANo. 48+18. 954 付近	114. 16kN/ m ²	平板載荷試験(1箇所)	既設水路復旧工 ボックスカルバート		
位置	設計地盤支持力	調査方法(箇所数)	備考																			
ANo. 47+18. 284 付近	63. 57kN/m ²	平板載荷試験(1箇所)	オーブントランジション																			
ANo. 48+18. 954 付近	62. 11kN/m ²	平板載荷試験(1箇所)	市道横断工 ボックスカルバート																			
ANo. 40+6. 559 付近	96. 94kN/m ²	平板載荷試験(1箇所)	既設水路復旧工 ボックスカルバート																			
ANo. 48+18. 954 付近	114. 16kN/ m ²	平板載荷試験(1箇所)	既設水路復旧工 ボックスカルバート																			
(2) ボーリング調査	<p>発進立坑・到達立坑地点において、ボーリング調査が必要と判断された場合は監督職員と協議のうえボーリング調査を実施し、土質条件及び地下水を確認するものとする。</p>																					
5 照査	<p>共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。</p>																					
第5章 指定仮設 1 工事用地等	<p>1) 本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に資材置場等を設置するものとする。</p> <p>2) 耕地上に資材置場及び工事用道路造成等の盛土を行う場合は、土木シートを敷設するものとし、シート撤去時に盛土材等が耕地に飛散し復旧後の営農に支障を与えることのないよう、盛土の材料には良質な材料を使用するものとする。</p> <p>3) 工事用地等の使用に先立ち、借地用地及び借地用地に近接する部分の地盤高さを10mメッシュの頻度で計測するものとし、測定した箇所は座標にて管理し、測定結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>4) 工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。</p>																					

項 目	内 容	摘 要																											
2 防音工	<p>発進ヤードでの防音対策として防音壁を設置するものとする。 仮設防音設備に使用する防音パネルの性能は次のとおりとする。 (性能BSK-Aタイプ)</p> <table border="1" data-bbox="383 336 1308 504"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="6">1/1オクターブバンド[※] 中心周波数 [Hz]</th> </tr> <tr> <th>125</th> <th>250</th> <th>500</th> <th>1000</th> <th>2000</th> <th>4000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>透過損失 (dB)</td> <td>13</td> <td>17</td> <td>27</td> <td>35</td> <td>40</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>吸音率</td> <td>0.25</td> <td>0.65</td> <td>0.80</td> <td>0.83</td> <td>0.75</td> <td>0.55</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1/1オクターブバンド [※] 中心周波数 [Hz]						125	250	500	1000	2000	4000	透過損失 (dB)	13	17	27	35	40	45	吸音率	0.25	0.65	0.80	0.83	0.75	0.55	
項目	1/1オクターブバンド [※] 中心周波数 [Hz]																												
	125	250	500	1000	2000	4000																							
透過損失 (dB)	13	17	27	35	40	45																							
吸音率	0.25	0.65	0.80	0.83	0.75	0.55																							
3 立坑工	<p>1) 立坑は契約図面に示すとおりとする。また、施工に当たっては、施工前に機械の配置、組立、撤去等の施工計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 2) 管渠工事期間中の点検、補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。 3) 立坑形式及び施工方法は次のとおり想定しているが、現場条件等により、想定している立坑形式及び施工方法が困難と判断される場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="391 806 1308 1019"> <thead> <tr> <th>施工場所</th> <th>種別</th> <th>施工方法</th> <th>施工条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発進立坑</td> <td>ライナープレート</td> <td>機械施工 人力施工</td> <td>$N_{max} \leq 30$ 存置</td> </tr> <tr> <td>到達立坑</td> <td>ライナープレート</td> <td>機械施工 人力施工</td> <td>$N_{max} \leq 55$ 存置</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 鏡切りにて撤去したライナープレートは、監督職員が指示する箇所に整理して保管すること。</p>	施工場所	種別	施工方法	施工条件	発進立坑	ライナープレート	機械施工 人力施工	$N_{max} \leq 30$ 存置	到達立坑	ライナープレート	機械施工 人力施工	$N_{max} \leq 55$ 存置																
施工場所	種別	施工方法	施工条件																										
発進立坑	ライナープレート	機械施工 人力施工	$N_{max} \leq 30$ 存置																										
到達立坑	ライナープレート	機械施工 人力施工	$N_{max} \leq 55$ 存置																										
4 土留工	<p>1) 土留工の施工について下表を想定している。現場条件等により、想定工法での施工が困難と判断される場合には監督職員と協議するものとする。 なお、現場条件によって、施工方法の変更が必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 本工事で打設した親杭及び横矢板は施工後、存置することは想定していないため、すみやかに引き抜くこと。</p> <table border="1" data-bbox="391 1366 1308 1467"> <thead> <tr> <th>施工場所</th> <th>種別</th> <th>施工方法</th> <th>施工条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道横断工</td> <td>親杭横矢板工法</td> <td>電動式圧入引抜機</td> <td>$50 \leq N_{max} < 100$</td> </tr> </tbody> </table>	施工場所	種別	施工方法	施工条件	市道横断工	親杭横矢板工法	電動式圧入引抜機	$50 \leq N_{max} < 100$																				
施工場所	種別	施工方法	施工条件																										
市道横断工	親杭横矢板工法	電動式圧入引抜機	$50 \leq N_{max} < 100$																										
5 水替工	<p>1) 本工事における湧水量は、次のとおり想定している。</p> <table border="1" data-bbox="383 1534 1316 1680"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>想定排水量</th> <th>排水方法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発進立坑</td> <td>$Q_{max} = 120 \text{ m}^3/\text{hr}$未満</td> <td>作業時排水</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>市道横断工</td> <td>$Q_{max} = 7 \text{ m}^3/\text{hr}$未満</td> <td>常時排水</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。 3) 発進立坑における汚濁水は、全量、浄化して関戸支線水路へ放流を想定しているが、濁水等による処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 市道横断工における排水先は、既設水路を想定しているが、濁水等による処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	場所	想定排水量	排水方法	備 考	発進立坑	$Q_{max} = 120 \text{ m}^3/\text{hr}$ 未満	作業時排水	1箇所	市道横断工	$Q_{max} = 7 \text{ m}^3/\text{hr}$ 未満	常時排水	1箇所																
場所	想定排水量	排水方法	備 考																										
発進立坑	$Q_{max} = 120 \text{ m}^3/\text{hr}$ 未満	作業時排水	1箇所																										
市道横断工	$Q_{max} = 7 \text{ m}^3/\text{hr}$ 未満	常時排水	1箇所																										

項 目	内 容	摘 要						
<p>6 土取場、建設発生土受入地等 (1)土取場</p>	<p>1) 土取場は、図面に示す個所とし、その名称、採取予定量は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="373 383 1310 546"> <thead> <tr> <th data-bbox="373 383 761 427">所在地</th> <th data-bbox="761 383 1043 427">土量</th> <th data-bbox="1043 383 1310 427">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="373 427 761 546">和歌山市和佐関戸地内 (関戸支線水路第4工区工事仮設ヤード内)</td> <td data-bbox="761 427 1043 546">関連工事と要調整</td> <td data-bbox="1043 427 1310 546">工事用道路造成時</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。</p>	所在地	土量	備 考	和歌山市和佐関戸地内 (関戸支線水路第4工区工事仮設ヤード内)	関連工事と要調整	工事用道路造成時	
所在地	土量	備 考						
和歌山市和佐関戸地内 (関戸支線水路第4工区工事仮設ヤード内)	関連工事と要調整	工事用道路造成時						
7 工事用道路	<p>工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。</p>							
<p>第6章 工事用地等</p>								
1 発注者が確保している用地	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。</p>							
2 工事用地等の使用及び返還	<p>1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。 3) 受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会いのもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。 なお、監督職員から要請があった場合は、「土地返還引受書」の徴取に協力するものとする。 4) 受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。</p>							
3 受注者の裁量による工事用地等	<p>発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。</p>							
<p>第7章 支給材料</p>	<p>本工事で支給材料はない。</p>							
<p>第8章 工事用電力</p>	<p>本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。</p>							
<p>第9章 工事用材料</p>								
1 規格及び品質	<p>本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。</p> <p>1) 推進工法用管（φ3000mm） 鋼・コンクリート合成管（管長2.43m） 規 格：Ⅱ類資器材 種 類：内圧管 外圧強さ：4種</p>							

項 目	内 容	摘 要																																		
	<p>内圧強さ : 6P 圧縮強度 : 50N/mm² 継手性能 : JD相当</p> <p>2) 薬液注入材 水ガラス系溶液(無機)型 瞬結</p> <p>3) 石材及び骨材 クラッシュラン C-40 再生クラッシュラン RC-40 粒度調整碎石 M-30 単粒度碎石 5号 スクリーニングス</p> <p>4) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 JIS G 3112 D13及び16 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD345 JIS G 3112 D19、22及び25 PC鋼より線 SWPR7BL JIS G 3536 PC鋼棒 B種1号 JIS G 3109 ライナープレート P-10 鋼製グレーチング蓋 T-25 下水道用マンホール蓋 JIS A 5506 (蓋上部より「農業排水」、「農」、「和歌山市」の名を入れるものとする) H型鋼 H150、H1175、H250、H300、H350、H400、H500 JIS G 3192</p> <p>5) コンクリート二次製品 L形水路 (農業土木事業協会規格 同等品) I種 ボックスカルバート T-14 (全国ボックスカルバート製品協会規格) プレキャスト短形組立人孔 自由勾配側溝 T-25 自由勾配側溝柵 道路用鉄筋コンクリート側溝 JIS A 5372</p> <p>6) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="386 1429 1337 1975"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び強度 (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th>W/C (%)</th> <th>セメントの種類による記号</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>25 (20)</td> <td>60 以下</td> <td>BB</td> <td>水槽工 水槽取付工 トランジション</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>25 (20)</td> <td>60 以下</td> <td>BB</td> <td>基礎コンクリート</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無筋コンクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>25 (20)</td> <td>65 以下</td> <td>BB</td> <td>基礎コンクリート</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>8</td> <td>40</td> <td>65 以下</td> <td>BB</td> <td>発進立坑 支圧壁 重力式擁壁</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。</p>	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的	鉄筋コンクリート	21	12	25 (20)	60 以下	BB	水槽工 水槽取付工 トランジション	鉄筋コンクリート	21	8	25 (20)	60 以下	BB	基礎コンクリート	無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	基礎コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	発進立坑 支圧壁 重力式擁壁	
種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的																														
鉄筋コンクリート	21	12	25 (20)	60 以下	BB	水槽工 水槽取付工 トランジション																														
鉄筋コンクリート	21	8	25 (20)	60 以下	BB	基礎コンクリート																														
無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	基礎コンクリート																														
	18	8	40	65 以下	BB	発進立坑 支圧壁 重力式擁壁																														

項 目	内 容	摘 要																					
2 見本又は資料提出	<p>7) 舗設材 アスファルト乳剤 JISK2208 アスファルト混合物 再生細粒度アスファルト混合物 (13) 再生密粒度アスファルト混合物 (13) 再生粗粒度アスファルト混合物 (20)</p> <p>8) その他 土木安定シート (引張強度980N/5cm) 吸出し防止材 目地板 (ゴム発泡体・硬度20又は30、水膨張性止水版) 区画線 JIS K 5665 シール材 (ウレタン系シール、1成分形) 本工事の水路用L形ブロックの目地部に使用するシーリング材は、農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】(案)の目地充填工法に使用する材料・工法の品質規格に適合するものとする。 【種 類】 1成分形ポリウレタン系シーリング材 【基本性能】 JIS A 5758 建築用シーリング材のF-20LMクラス</p> <p>9) 木材 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。</p> <p>1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が指示した場合は、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="430 1198 1276 1568"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>提 出 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石材及び骨材</td> <td>試験成績書、粒度分布表</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>示方配合表、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>鋼材類</td> <td>ミルシート</td> </tr> <tr> <td>管材類</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>添加材、裏込材、薬液注入材</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>その他資材</td> <td>カタログ、試験成績書等</td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	提 出 物	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表	コンクリート	示方配合表、試験成績書	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	鋼材類	ミルシート	管材類	カタログ、試験成績書	添加材、裏込材、薬液注入材	カタログ、試験成績書	その他資材	カタログ、試験成績書等						
材 料 名	提 出 物																						
石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表																						
コンクリート	示方配合表、試験成績書																						
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																						
鋼材類	ミルシート																						
管材類	カタログ、試験成績書																						
添加材、裏込材、薬液注入材	カタログ、試験成績書																						
その他資材	カタログ、試験成績書等																						
3 監督職員の検査又は試験	<p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。</p> <p>【工事材料】</p> <table border="1" data-bbox="406 1724 1284 2105"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>検査・試験項目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>添加材、裏込材、薬液注入材</td> <td>試験練り、硬化時間の測定、圧力試験</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>管材</td> <td>外観、寸法</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>鋼材</td> <td>外観、寸法</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>スランプ、空気量、塩化物含有量</td> <td>構造物打設前(種類毎の初回)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>外観、寸法</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>その他主要材料</td> <td>外観、寸法等</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	添加材、裏込材、薬液注入材	試験練り、硬化時間の測定、圧力試験	搬入時抽出検査	管材	外観、寸法	搬入時抽出検査	鋼材	外観、寸法	搬入時抽出検査	生コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	構造物打設前(種類毎の初回)	コンクリート二次製品	外観、寸法	搬入時抽出検査	その他主要材料	外観、寸法等	搬入時抽出検査	
材 料 名	検査・試験項目	備 考																					
添加材、裏込材、薬液注入材	試験練り、硬化時間の測定、圧力試験	搬入時抽出検査																					
管材	外観、寸法	搬入時抽出検査																					
鋼材	外観、寸法	搬入時抽出検査																					
生コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	構造物打設前(種類毎の初回)																					
コンクリート二次製品	外観、寸法	搬入時抽出検査																					
その他主要材料	外観、寸法等	搬入時抽出検査																					

項目	内 容	摘 要								
<p>第10章 施工</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 基準点</p> <p>(2) 中間技術検査</p> <p>(3) 既設構造物に対する措置</p> <p>(4) 舗装切断に伴う排水等の処理</p> <p>(5) 設計図書の充足</p> <p>2 再生資源等の利用</p> <p>(1) 建設副産物</p>	<p>【工事機械】</p> <table border="1" data-bbox="406 302 1284 481"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>検査・試験項目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">掘進機</td> <td>外観、形状、材料、機器、塗装等</td> <td>製作工場</td> </tr> <tr> <td>外観、寸法等</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> </tbody> </table> <p>本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。</p> <p>なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。</p> <p>1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。</p> <p>2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。</p> <p>2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。</p> <p>3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。</p> <p>なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。</p> <p>本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。</p> <p>1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であ</p>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	掘進機	外観、形状、材料、機器、塗装等	製作工場	外観、寸法等	搬入時抽出検査	
材 料 名	検査・試験項目	備 考								
掘進機	外観、形状、材料、機器、塗装等	製作工場								
	外観、寸法等	搬入時抽出検査								

項 目	内 容	摘 要																																											
<p>(2) 再生資材の利用</p> <p>3 建設資材廃棄物等の搬出</p>	<p>るなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="375 772 1332 974"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">再生加熱アスファルト混合物</td> <td>再生細粒度アスコン (13)</td> <td>使用箇所：県歩道表層工</td> </tr> <tr> <td>再生密粒度アスコン (13)</td> <td>使用箇所：市道表層工等</td> </tr> <tr> <td>再生粗粒度アスコン (20)</td> <td>使用箇所：県道基層工</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>RC-40</td> <td>使用箇所：基礎工、路盤工</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。</p> <p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="375 1299 1332 1769"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住 所</th> <th>受入時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート殻（無筋）</td> <td>日鉄スラグ(株)</td> <td>和歌山市湊1850番地</td> <td>8:00～17:00</td> <td>再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td>コンクリート殻（有筋）</td> <td>(株)中野建設</td> <td>和歌山市西田井字下嶋505-1</td> <td>8:00～17:00</td> <td>再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td>アスファルト殻</td> <td>(株)中野建設</td> <td>和歌山市西田井字下嶋505-1</td> <td>8:00～17:00</td> <td>再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥（泥水）</td> <td>(有)火の国産業</td> <td>和歌山市西浜字中川向ノ坪1660-485</td> <td>8:00～17:00</td> <td>再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック（土木シート）</td> <td>(株)ヴァイオス</td> <td>紀の川市桃山町調月2822番5外1筆</td> <td>9:00～17:00</td> <td>中間処理施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規定について（令和6年5月28日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）」に基づき適正な搬出先への確実な搬出を行い、その内容を監督職員へ報告すること。</p>	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生細粒度アスコン (13)	使用箇所：県歩道表層工	再生密粒度アスコン (13)	使用箇所：市道表層工等	再生粗粒度アスコン (20)	使用箇所：県道基層工	再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：基礎工、路盤工	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート殻（無筋）	日鉄スラグ(株)	和歌山市湊1850番地	8:00～17:00	再資源化施設業者	コンクリート殻（有筋）	(株)中野建設	和歌山市西田井字下嶋505-1	8:00～17:00	再資源化施設業者	アスファルト殻	(株)中野建設	和歌山市西田井字下嶋505-1	8:00～17:00	再資源化施設業者	建設汚泥（泥水）	(有)火の国産業	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660-485	8:00～17:00	再資源化施設業者	廃プラスチック（土木シート）	(株)ヴァイオス	紀の川市桃山町調月2822番5外1筆	9:00～17:00	中間処理施設	
資 材 名	規 格	備 考																																											
再生加熱アスファルト混合物	再生細粒度アスコン (13)	使用箇所：県歩道表層工																																											
	再生密粒度アスコン (13)	使用箇所：市道表層工等																																											
	再生粗粒度アスコン (20)	使用箇所：県道基層工																																											
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：基礎工、路盤工																																											
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																																									
コンクリート殻（無筋）	日鉄スラグ(株)	和歌山市湊1850番地	8:00～17:00	再資源化施設業者																																									
コンクリート殻（有筋）	(株)中野建設	和歌山市西田井字下嶋505-1	8:00～17:00	再資源化施設業者																																									
アスファルト殻	(株)中野建設	和歌山市西田井字下嶋505-1	8:00～17:00	再資源化施設業者																																									
建設汚泥（泥水）	(有)火の国産業	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660-485	8:00～17:00	再資源化施設業者																																									
廃プラスチック（土木シート）	(株)ヴァイオス	紀の川市桃山町調月2822番5外1筆	9:00～17:00	中間処理施設																																									

項 目	内 容	摘 要																														
<p>6 管渠工</p> <p>(1) 管種</p> <p>(2) 工法</p> <p>(3) 仮設備</p> <p>(4) 推進工</p>	<p>1) 鋼・コンクリート合成管 据付方法は、以下に留意するものとする。 ①受口内面及び挿口のゴムリングを点検清掃し、引き寄せ時に土等が咬まないようにしなければならない。 ②ゴムリングの受口内面及び挿口のゴムリングに滑材を均等に塗布しなければならない。</p> <p>2) 管割図 施工に先立ち、管割図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>推進工法については、次表により行うものと計画している。ただし、他の工法を採用する場合は監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="375 689 1324 772"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>最小曲線半径</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泥土圧式</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 推進工の支圧壁は別添図面に示すとおりであり、支圧耐力37638.353kNと見込んでいる。</p> <p>2) ライナープレートの撤去範囲は、別添図面に示すとおりである。ただし、撤去が困難な場合においては、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 推進作業に当たり、規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、効果的な換気設備を設置することとする。</p> <p>1) 泥土圧式推進工に当たっては、推進機の推進方法及び推進速度等について、綿密な計画を立て、入念な施工管理を行い、土質の変化に対応した施工をしなければならない。</p> <p>2) 滑材注入は、管と地山との空隙に推進と併せて特殊グラウトを注入して、地盤沈下の防止、管の摩擦低減、接合部の漏水防止を図り、常に切羽圧バランスを満足させるものとする。滑材は、混合済み滑材の現場打ち込み、注入量は333³/₁₀₀₀kg/mを標準とするが、他の材料又は配合とする場合、注入量を変更する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。なお、地下水による滑材の希釈・流亡等に起因し、上記の注入量を注入しても、推進抵抗値が想定を上回る場合は、滑剤の配合、種類について監督職員と協議のうえ、変更できるものとする。</p> <p>3) 推進工によって生じた地盤のゆるみに対して安定を図るため、推進完了後に速やかに裏込め材を注入しなければならない。裏込め材の配合及び注入量は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入量を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p style="text-align: right;">1m3 当たり</p> <table border="1" data-bbox="375 1657 1340 1814"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>セメント</th> <th>フライ アッシュ</th> <th>ベントナイト</th> <th>分散剤</th> <th>目詰材</th> <th>水</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数 量</td> <td>500kg</td> <td>250kg</td> <td>100kg</td> <td>4.0kg</td> <td>5.0kg</td> <td>0.7m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入量</td> <td colspan="7">333³/₁₀₀₀kg/m</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 裏込め材の注入は管体、道路、周辺の構造物に影響がないように常に監視しながら行うものとし、裏込め材の注入圧力は0.2Mpa以下とする。使用材料は現場搬入後、監督職員の確認を受けるものとする。</p> <p>5) 推進中は常に推進工上部の地上面の路面状況等を観測し異常が発生した場合は直ちに作業を中止し、応急処置を行うとともに監督職員に報告するものとする。</p> <p>6) 管目地については、流水等により容易に損傷しないよう、入念にモルタルで仕上げるものとする。</p> <p>7) 建設汚泥の場外搬出は、9時から17時の間にしなければならない。</p>	工法	最小曲線半径	備 考	泥土圧式	-	-	種 目	セメント	フライ アッシュ	ベントナイト	分散剤	目詰材	水	備考	数 量	500kg	250kg	100kg	4.0kg	5.0kg	0.7m3		注入量	333 ³ / ₁₀₀₀ kg/m							
工法	最小曲線半径	備 考																														
泥土圧式	-	-																														
種 目	セメント	フライ アッシュ	ベントナイト	分散剤	目詰材	水	備考																									
数 量	500kg	250kg	100kg	4.0kg	5.0kg	0.7m3																										
注入量	333 ³ / ₁₀₀₀ kg/m																															

項目	内 容				摘要
7 薬液注入工 (1) 一般事項 (2) 薬液注入工	1) 薬液注入工の施工に当たっては、薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針(昭和49年8月16日付け地第940号農林水産大臣官房地方課長)、以下「暫定指針」という、「薬液注入工法の管理について(昭和52年5月19日付け構造改善局長建設部長)」及び「薬液注入工事に係る施工管理について(平成2年10月9日付け構造改善局建設部建設課長)」により施工しなければならない。 2) 施工に当たっては、注入工事に係る優れた技術と経験を有する責任技術者を現場に常駐させ十分な施工管理を行わなければならない。 1) 注入範囲及び工法 注入範囲、土質分布及び削孔位置は、設計図書に示すとおりとする。 なお、注入工法は、最も目的に合致する工法を選択するものとする。 材料：溶液型、懸濁型				
施工位置		発進立坑			
		a	b	c	底版
削孔間隔		1.0m	1.0m	1.0m	1.0m
削孔総延長	粘性土	122.55m	30.10m	44.88m	152.65m
	砂質土	-	-	-	-
	礫質土	570.00m	140.00m	291.72m	710.00m
	計	692.55m	170.10m	336.6m	862.65m
削孔本数		57本	14本	33本	71本
注入総量		139.422kℓ	41.958kℓ	79.596kℓ	49.416kℓ
注入率	粘性土	N値 0~4 28.0%	-	-	-
	砂質土	N値 4~8 -	24.0%	-	24.0%
	礫質土	N値 10~30 -	-	-	-
	粘性土	N値 10~50 36.0%	36.0%	36.0%	36.0%
施工位置		到達立坑			
削孔間隔		1.0m	1.0m	1.0m	1.0m
削孔総延長	粘性土	71.75m	26.25m	70.00m	68.25m
	砂質土	63.55m	23.25m	26.00m	60.45m
	礫質土	343.17m	125.55m	304.80m	326.43m
	計	478.47m	175.05m	400.8m	455.13m
削孔本数		41本	15本	40本	39本
注入総量		99.261kℓ	44.565kℓ	96.240kℓ	29.289kℓ
注	粘性土	N値 0~4 -	-	-	-

項目	内 容						摘要
8 開渠工 (1) プレキャスト水路		N値 4~8	-	-	-	-	
	砂質土	N値 10~30	40.5%	40.5%	-	40.5%	
	礫質土	N値 10~50	36.0%	36.0%	36.0%	36.0%	
	2) 注入 ①注入管の配置は、施工計画に基づき所定の位置及び深度を保つよう孔毎にチェックを行うものとし、所定位置の削孔が妨げられる場合は監督職員と協議するものとする。 ②地盤の隆起や溝造物等に異常が生じた場合は、直ちに注入を中止し、監督職員と協議を行い適切な対策を講じるものとする。 ③注入中の圧力及び流量は、自記記録計を用いて常時記録して注入管理を行うものとする。また、使用薬液量が設計数量と流入実績で大幅に差異を生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 3) ゲルタイム 注入材の調合に当たっては、水の温度、水質を考慮して適正なゲルタイムを保つように監視するものとする。 4) 削孔 工事に必要な削孔は、ボーリングマシンにて施工し、必要以上に地盤を乱すような削孔方式をとってはならない。削孔長の管理はロッドにマーキングをし、目視においても確認できるようにしなければならない。 5) 水質監視・地下水位 ①薬液注入による地下水及び公共水域等の水質汚濁を防止するため、地下水水質検査用の観測井(発進基地及び到達立坑)で水質監視及び地下水位観測を行うこと。 なお、観測井は発進側、到達側とも各2箇所を予定しているが、設置箇所については、別途監督職員と協議するものとする。 また、水質の測定項目、採水回数及び水質基準は、「暫定指針」及び関連法規に準拠するものとする。 ②水質検査の結果は、監督職員に報告するものとする。 ③機械器具の洗浄等による廃液処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他の法令に従って処分し、また、残土及び残材の処理に当たっては、人の健康被害を発生することのないよう措置を講じなければならない。						
	観測項目	観測時期	観測回数				
・水素イオン濃度 ・地下水位		注入工事着手前	1回				
		注入工事施工中	毎日1回以上				
		注入工事終了後 2週間を経過するまで	毎日1回以上				
		上記2週間を経過後～ 注入終了後半年まで	月2回以上				
	1) 割付図 施工に先立ち、水路の割付図(割付番号を含む)を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 2) 水路工 水路工施工に当たっては、共通仕様書第2編5-6-3プレキャスト開渠工及						

項 目	内 容	摘 要
9 コンクリート工	<p>び第2編3-8-5プレキャストカルバート工の規定に基づき施工するものとする。</p> <p>3) 曲線部 水密性を確保する必要があることから、曲線部は特に注意を払い施工しなければならない。</p> <p>4) 施工計画 車両系荷役運搬機械を現場内で使用する場合は、当該作業に係る場所の広さ、障害物、当該運搬車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に関して施工計画書に記載するものとする。</p> <p>生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。</p>	
10 原形復旧工 (1) 耕地復旧 (2) 路盤工 (3) 舗装工	<p>耕地の復旧に当たっては、圧密・沈下していることが予想されるため、設置した仮設備等の仮設物を撤去した後、事前に計測した床土高さを各地点で確認するものとし、床土高さが低くなっている場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) 下層路盤 下層路盤は、再生砕石 (RC-40) を均一に敷均し、施工条件に合った機械により、施工管理基準別表第3品質管理2.土質関係の道路工(2)下層路盤工の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。</p> <p>2) 上層路盤 上層路盤は、粒度調整砕石 (M-30) を均一に敷設し、施工条件に合った機械により施工管理基準別表第3品質管理2.土質関係の道路工(3)粒度調整路盤工(上層路盤工)の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。</p> <p>1) アスファルト舗装 ① マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 表層工の施工に当たっては、プライムコート (アスファルト乳剤PK-3) 120 g/100㎡以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。 ② アスファルト上の表層工及び基層工の施工に当たっては、タックコート (アスファルト乳剤PK-4) 40 リットル/100㎡以上を表層工及び基層工の下面に均一に散布し、表層又は基層との密着を図らなければならない。 ③ 表層工及び基層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。</p>	
第11章 施工管理 1 主任技術者等の資格 2 工程管理	<p>主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。</p> <p>受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。</p>	

項目	内 容	摘 要
<p>5 工事現場等における遠隔確認について</p>	<p>① 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位として、各単位につき3箇所の調査を実施し、所定の強度が確保できているか確認しなければならない。 なお、受注者は、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>② 調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その原因を追及するとともに、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施し、結果を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>③ 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとする。</p> <p>④ 測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うこともある。</p> <p>⑤ 実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行うものとする。 なお、調査票については別途指示するものとする。</p> <p>2) ひび割れ発生状況調査は次により実施しなければならない。</p> <p>① 構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。 なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。</p> <p>② 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。 なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。</p> <p>1) 本工事において、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。</p> <p>2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。</p>	
<p>第12章 条件変更の補足説明</p>	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 土 質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項 	
<p>第13章 公共事業関係調査に対する調査</p>	<p>本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。</p>	
<p>第14章 その他 1 電子納品</p>	<p>工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部 	

項目	内 容	摘 要
2 技術提案の履行	<p>技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。</p> <p>(1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。 なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>(2) 工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。</p> <p>(3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。</p>	
3 週休2日による施工	<p>(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含めない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p>	

項 目	内 容	摘 要																																							
<p>4 1日未満で完了する作業の積算</p>	<p>③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1" data-bbox="414 622 1292 891"> <thead> <tr> <th></th> <th>週単位の週休2日</th> <th>月単位の週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>現場閉所1週間に2日以上</td> <td>現場閉所率28.5%（8日/28日）以上</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td> <td>1.06</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日補正を達成できない場合は、補正を行わず減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令順守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p> <table border="1" data-bbox="443 1467 1264 1796"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>補正係数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>月単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td> <td></td> <td>1.02</td> <td>市場単価</td> </tr> <tr> <td>区画線工</td> <td></td> <td>1.02</td> <td>標準単価</td> </tr> <tr> <td>排水構造物工</td> <td></td> <td>1.02</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構造物とりこわし工</td> <td>機械</td> <td>1.01</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>人力</td> <td>1.02</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1</p>		週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率28.5%（8日/28日）以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	名 称	区分	補正係数	備考	月単位	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	市場単価	区画線工		1.02	標準単価	排水構造物工		1.02	〃	構造物とりこわし工	機械	1.01	〃	人力	1.02	〃	
		週単位の週休2日	月単位の週休2日																																						
	現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率28.5%（8日/28日）以上																																						
	労務費	1.02	1.02																																						
	共通仮設費（率分）	1.05	1.04																																						
	現場管理費（率分）	1.06	1.05																																						
	名 称	区分	補正係数	備考																																					
			月単位																																						
	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	市場単価																																					
	区画線工		1.02	標準単価																																					
排水構造物工		1.02	〃																																						
構造物とりこわし工	機械	1.01	〃																																						
	人力	1.02	〃																																						

項 目	内 容	摘 要									
<p>5 情報化施工技術の活用</p>	<p>日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>(1) 適用 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。</p> <p>(2) 協議・報告 受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。</p> <p>(3) 使用する機器・ソフトウェア 情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>(4) 貸与資料 3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。 なお、貸与を受けた資料については、工事完成時まで監督職員へ返却しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="399 1422 1316 1585"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸与資料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>令和4年度 和歌山平野農地防災事業 関戸支線水路実施設計業務報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>図面CADデータ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 確認及び検査 受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。</p> <p>(6) 電子納品 受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。</p> <p>(7) 情報化施工技術の活用に要する費用 1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p>		貸与資料	備 考	1	令和4年度 和歌山平野農地防災事業 関戸支線水路実施設計業務報告書		2	図面CADデータ		
	貸与資料	備 考									
1	令和4年度 和歌山平野農地防災事業 関戸支線水路実施設計業務報告書										
2	図面CADデータ										

項 目	内 容	摘 要
6 熱中症対策に係る費用の計上	<p>(1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する施工工事である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る） 2) ドライミスト 3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 <p>(2) (1)の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。</p> <p>(3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。</p>	
7 CCUS活用推奨モデル工事	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する試行工事である。 2) 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。 また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3～7を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3～7は適用しないものとする。 3) 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。 4) 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。 ・ 技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。 ・ CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。 ・ CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。 ・ 登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数 ・ 登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数 ・ 就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数 ・ 平均登録事業者率：5に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値 ・ 平均登録技能者率：5に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値 ・ 平均就業履歴蓄積率：5に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値 5) 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCU 	

項 目	内 容	摘 要
<p>第15章 定めなき 事項</p>	<p>Sの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。</p> <p>6) 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。</p> <p>7) 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。</p> <p>8) モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。</p> <p>この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	